

役員及び評議員に関する報酬規程

社会福祉法人 久楽会

役員及び評議員に関する報酬規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人 久楽会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬（以下「役員等報酬」という。）についての必要事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項については、労働基準法、その他の法令又は非常勤職員の就業規則を準用する。

(役員)

- 第2条 役員とは、法人の定款第15条に規定する理事及び監事とする。

(評議員)

- 第3条 評議員とは、法人の定款第5条に規定する評議員とする。

(役員等報酬)

- 第4条 役員等報酬の額は、理事会及び評議員会に出席した日、一日につき1万5千円とし、これを一日の支給額の限度とする。但し、法人の職員（非常勤職員を含む。）を兼ねる役員又は評議員への役員等報酬は支給しない。
- 2 役員等報酬は、勤務実態に即して支給することとし、役員及び評議員の地位にあることのみによって支給しない。

(非常勤役員)

- 第5条 理事会又は評議員会の運営及び法人の運営会議への出席等に係る事務、庶務等の業務に従事する非常勤役員を必要に応じて理事長が選任する。
- 2 非常勤役員の報酬は、職務の内容及び勤務時間等を勘案して個別契約により理事長が決定する。

(規程の改廃、公表)

- 第6条 この規程を改廃する場合は、評議員会の承認を得て行う事とする。
- 2 この規程に定めた役員等報酬の支給の基準は、公表しなければならない。

附 則

1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
2. この改正規程は、平成18年4月1日より施行する。
3. この改正規程は、平成29年6月7日より施行する。